

障がい者 関連情報

障がい児(者)等歯科診療「ふれあい」

●対水・木曜日。各曜日とも一般の歯科診療所に通院が困難な方受付時間午前9時～正午 保険診療の自己負担分持ち物健康保険証・障害者手帳・お薬手帳 電話で、健康推進課(健康センター) ☎(376)9111 [診療受付時間中は ☎(376)8009]へ

市民参画

傍聴

【共通事項】

●備考 到着順。日時・場所は変更する場合があります。事前に要問い合わせ 当日直接会場へ

●令和4年度第4回多摩市男女平等参画推進審議会

●日10月6日(木)午後3時～4時30分 場TAMA女性センター活動交流室(ヴィータ) 定10人 内第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画推進状況などについて 問平和・人権課 ☎(355)2110、☎(339)0491

●TAMA女性センター市民運営委員会

●日10月19日(水)午前10時～正午 場TAMA女性センター活動交流室(ヴィータ) 定10人 内男女平等参画の推進に向けた事業の立案・実施などについて 問TAMA女性センター ☎(355)2110、☎(339)0491

●第5回多摩市総合計画審議会

●日10月31日(月)午後7時～9時 場市役所401会議室 定3人程度 内基本構想の内容などについて 問企画課 ☎(338)6813

その他

●地球温暖化対策ワークショップ

2050年のゼロカーボンシティ実現に向け、市民の皆さんと脱炭素について考えます。

●日10月30日(日)午前10時～正午 場関戸公民館大会議室 対市内在住・在勤・在学者 定30人(申し込み先着順) 内地球温暖化対策や脱炭素化を実現する市の将来像を、講演・グループディスカッションで検討 講師 谷口信雄氏(東京大学先端科学技術研究センター特任研究員) 備考参加者へは環境に配慮した記念品を進呈 問10月21日(金)までに、公式ホームページの

インターネット手続きまたは電話で、環境政策課 ☎(338)6831へ



税

10月は不正軽油防止強化月間です

不正軽油とは、軽油引取税が課税されない灯油や重油などと軽油を不正に混ぜ、軽油と称して販売・使用されているもので、軽油引取税の納付を不正に免れる脱税行為であるとともに、「大気汚染」「エンジントラブル」「不正競争」の原因にもなる犯罪行為です。不正軽油に関する情報がありましたら、不正軽油110番までご連絡ください。

●不正軽油110番 ☎0120(231)793、東京都主税局課税部調査査察課 ☎03

(5388)2958

自動車税種別割の減免更新申立書の提出をお忘れなく!

自動車税の減免を受けている自動車の利用状況を確認するため、9月30日に「自動車税(種別割)減免の更新手続きについて」をお送りしています。自動車税の減免を継続するために必要な手続きですので、同封の「減免更新申立書」に必要事項を記入の上、10月31日(月)までにご提出ください。なお、提出のない場合は減免が受けられなくなります。

●東京都自動車税コールセンター ☎03(3525)4066(平日午前9時～午後5時)

つらいお悩みがある方へ

東京都自殺相談ダイヤルに
ご相談ください

年中無休・正午～翌朝午前5時30分 ☎(0570)087478

多摩市都市計画マスタープランの改定に 着手するためのアンケートにご協力ください

問都市計画課
☎(338)6856

まちづくりの基本となる重要な計画である「多摩市都市計画マスタープラン」(都市計画に関する基本的な方針)は、平成25年の改定から9年が経過しました。社会情勢の変化などに応じて見直しを行うため、アンケート調査を実施します。事前に18歳以上の市内在住者3,000人を無作為抽出し、アンケートを送付しています。ご協力をお願いします。

●市内在住者・計画に利害関係のある方など(備考)アンケートが届かなかった方も回答可(回答方法)10月5日(水)～21日(金)に、公式ホームページのインターネット手続きで。



▲アンケートの
回答はこちら

●説明会を開催します

現行の計画と、市民の皆さんと協働で取り組むまちづくりについて説明します。

●日①10月15日(土)午前10時～11時②18日(火)午後7時～8時 場①消費生活センター講座室(ベルブ)②市役所301・302会議室 定①20人②30人(いずれも申し込み先着順) 問各開催日の前日までに、公式ホームページのインターネット手続き・ファクシミリまたは直接、住所・氏名・電話番号・希望会場を記入し、市役所東庁舎2階都市計画課 ☎(339)7754へ(ファクシミリの場合、送付後に要電話連絡)

総合オンブズマン制度のご案内

問オンブズマン事務局 ☎(338)6809、☎(338)6805

多摩市のオンブズマン制度とは?

オンブズマン制度は市民から申し立てられた苦情をオンブズマンが調査し、違法または不当な行為があると認めた場合、是正するように市に勧告などをとする制度です。

市では、行政や法律の専門知識を持つ2人の弁護士が、オンブズマンとして公正中立な立場で活動しています。

※オンブズマンとは、代理人や代弁者という意味のスウェーデン語

●苦情対象となる業務は?

市が行うすべての業務と、オンブズマンの調査に協力する旨の協定を締結している民間福祉事業者の提供するサービスが対象です。

●苦情対象となる申し立ての内容は?

「市からの処分が納得できない」

「職員の説明や対応が不親切だ」など、市の業務などに対して、違法・不合理・不公平・説明不足だと感じたり、また、そのことによって損害や不利益を被ったなど、自分自身が市などから直接受けた利害に関して申し立てができます。

●申し立てのできる期間は?

苦情の事実があった日から、原則として1年以内です。

●苦情の申し立て方法は?

窓口・電話・郵送・ファクシミリで相談を受け付けています。事務局が概要をお聞きし、オンブズマンとの面談日を決めます。面談後にオンブズマンが調査をするかどうか判断します。調査をする場合には、申立人に申立書を提出いただいています。

●申し立てできない事項は?

・裁判などで確定した権利関係に関

する事項や係争中の事項
・「施設建設」など納税者としての政策的要望事項(自身に直接的利害関係が認められないもの)
・法律などにより設置された不服申し立て機関が扱うこととされている事項など

●こんな事例がありました 転入手続き時の案内について

・苦情申し立て内容
年金の免除申請をしたところ、同居者が世帯主となっていたため、年金の免除対象者とならなかった。すぐに世帯分離をしたが、転入手続きの際の案内を含め、転入時にさかのぼって世帯分離ができないとする市民課の対応に納得がいかない。

・オンブズマンの見解

市民課では、すでに居住者がいる住所への転入手続きの場合、その居住者と世帯を同一にするか否かを口

頭で確認しているとのこと。申立人の記載した転入届には、新住所として多摩市の住所の記載とともに、世帯主名の欄にすでにいる居住者の名前が記載されていました。申立人の転入届を、すでにいる居住者同一世帯として受理した市民課の対応に違法・不当な点は認められません。

住民基本台帳法では、世帯変更は変更があった日から14日以内に届け出なければならないと規定されています。世帯分離の時期を14日以前にさかのぼることは、住民基本台帳に基づく各種サービスに影響を及ぼす可能性があります。また、すでに発行した住民票などの公的証明書が無効になるなど、住民の生活に混乱を招くことにもなります。このため、さかのぼりを認めないとする市民課の判断は妥当であると考えます。

